

## 防衛省における令和8年2月28日以前に契約を締結した工事について

防衛省が発注する建設工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用しているところです。

令和8年2月に国土交通省が公表した「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和8年3月1日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、令和8年2月28日以前に契約を締結した工事につきましては、建設工事請負契約書第27条の6の規定に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

沖縄防衛局 調達部 調達計画課（内線 304, 310）